

令和6年度学校教育計画の様式の主な追加・変更点及び留意点【小・中・義務教育学校】

➤ 今年度の主な追加・変更点及び留意点は以下のとおりです。

■1点目

4 教育課程の編成

(7) 宿泊を伴う学校行事(小学校は(6))

- ・「(代替行事)宿泊研修代替」、「修学旅行代替」の行を削除。
- ・ **記入例・解説(小・中・義務教育学校)**「※新型コロナウイルス感染症の状況により、宿泊を伴う行事の代替行事を計画している場合は、代替行事の欄に記入すること。未定の場合は、空欄でよい。」の文言を削除。

(8) 運動会(体育祭)(小学校は(7))

- ・「代替」の行を削除。

■2点目

5 令和5年度の実態

(2)教科等の実施状況

- ・「**令和2年度に指導すべき内容を、令和4年度に移した教育課程の編成**」の記載を削除。

■3点目(留意点)

・学校教育法施行規則(昭和22年度文部省令第11号)別表第一、別表第二に定める標準授業時数を大きく上回って教育課程を編成・実施している学校が一定数あることが明らかになった。そのため、以下の(1)から(3)の点に留意すること。

(1)各学校においては、児童生徒の実態を踏まえつつ、各学校の指導体制に見合った授業時数を設定する必要があること。(抜粋)

(2)災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態に備えることのみを過剰に意識して標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成する必要はないこと。(抜粋)

(3)学校における働き方改革にも配慮した対応を検討することが重要であること。(抜粋)

→令和5年4月21日付け事務連絡「令和4年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査」の結果について(周知)」(文部科学省)より。